

瀬戸市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、瀬戸市（以下「市」という。）が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(補助対象地域)

第2条 市が行う補助金の交付対象地域（以下「補助対象地域」という。）は、市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条に基づく公共下水道事業計画区域以外の区域とする。

(補助金の交付条件)

第3条 市長は、補助対象地域内に住所を有する者のうち、既設の単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）を合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水を処理する構造の浄化槽をいう。）へ切替える場合、又はし尿くみ取り便槽（くみ取り便所（簡易水洗式便所も含む。）に設置された、貯留された汚物を後でくみ取る方式の便槽をいう。）を合併処理浄化槽へ切替える場合であって、居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に、次の各号のいずれにも適合した10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者（以下「設置者」という。）に対し、年度ごとの予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上及び放流水のBODの日間平均値が20ミリグラム毎リットル以下の機能を有するもの
- (2) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付、衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合しているもの
- (3) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録（国庫補助事業等における小型合併処理浄化槽機能保証制度の適用について（平成6年8月1日付、衛浄第51号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に基づく登録をいう。）されたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する設置者については、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定による設置の届け出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに、合併処理浄化槽を

設置する者

- (2) 自らの居住の用に供しない専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 住宅等を借りている者で、合併処理浄化槽の設置について、その賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 専用住宅を新築又は建替えをすることに伴い、合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 専用住宅を増築することに伴い、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項表中の規定によるし尿浄化槽の処理対象人員の算定で、既存の単独処理浄化槽等を切り替える必要が生じたことにより合併処理浄化槽を設置する者
- (6) 自らの雑排水を合併処理浄化槽で処理することなく公共水域に放流する者
- (7) 単独処理浄化槽から切り替える場合、既存の単独処理浄化槽を掘り起こして処分する方法又は雨水貯水槽等へ再利用する方法のいずれかを実施しない者
- (8) 市税を滞納している者。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表に掲げる浄化槽の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第5条第2項に規定する期間経過後の同条第1項の規定による浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項の規定による建築確認済証（浄化槽調書を含む。）の写し
 - (2) 設置場所の案内図
 - (3) 全国浄化槽推進市町村協議会が証明する登録証の写し及び登録浄化槽管理票
 - (4) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が証明する保証登録証
 - (5) 市税納付状況確認同意書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 住宅等を借りている者は、前項各号に掲げる書類のほか、合併処理浄化槽の設置についての賃貸人の承諾書を添付するものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は必要があると認めるときは、補助金の交付に関し条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定したときは補助金不交付決定通知書（第3号様式）に

より、前条第1項の申請を行った設置者にその旨通知するものとする。

(変更承認申請等)

第7条 前条第3項の補助金交付決定通知書により補助金の交付決定を受けた設置者は、交付決定後に、第5条第1項の補助金交付申請書に記載した事項に変更が生じたとき又は補助事業（前条第1項による補助金の交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。）を中止若しくは廃止するときは、変更等承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認（第5号様式による。）を受けなければならない。

2 設置者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(実績報告)

第8条 設置者は、補助事業の完了の日から起算して1月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（設置者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 法第7条及び第11条の規定による浄化槽法定検査を行う契約書及び検査手数料納入済書の写し
- (3) 浄化槽工事施工時の写真
- (4) 浄化槽工事施工検査報告書（チェックリスト）
- (5) 設置者のうち、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切り替えをしたものについては、法第11条の3の規定に基づく単独処理浄化槽廃止届出書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第7号様式）により、設置者にその旨通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 市長は、補助金交付額の確定通知を受けた設置者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

2 前項の規定の請求は、補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出して行うものとする。

(補助金交付の取消し)

第11条 市長は、設置者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交

付の決定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(雑則)

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年8月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年9月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第4条関係）

浄化槽の区分	補助限度額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

※ 10人槽にあつては、浴室及び台所がそれぞれ2つ以上ある二世帯住宅に限る。